

諸外国におけるGPSにより被告人の
位置情報を取得・把握する制度の概要
(米国)

諸外国におけるGPSにより被告人の位置情報を取得・把握する制度の概要（米国）

第5 アメリカ（連邦）

1 GPS機器の装着の義務付け等

(1) 根拠法令等

- 裁判所は、適切な釈放条件の一つとしてGPS機器の装着を決定することができる（合衆国法典18編3141条，3142条(c)(1)(B)(iv)，(vii)，(xiv)，(c)(1)後段）。

(2) 対象者及びその者の同意の要否

- 実務上，GPS端末の装着は，
 - ・ 高度の監督が必要であり，かつ，定められた住居地を離れる際に対象者の所在が監視されなければならないと認められる場合
 - ・ 第三者に危険を及ぼすと認められる場合などにおいて適した監視の手法とされているようである（連邦最高裁判所事務局「Location Monitoring Reference Guide」2020年3月）。
- 対象者の同意は不要である。

(3) GPS機器の装着の義務付けを決定する機関・手続

- 裁判所が保釈の条件として義務付ける。

(4) 遵守事項

- 対象者の裁判所への出頭の確実性を高めるとともに，第三者や地域社会への危険を減少させるため，一定の場所に行くこと，あるいは，一定の場所から出ることを禁止するなどの条件が付される（注1）。
- GPSの取り外し及び損壊禁止，GPS端末の充電義務，GPS機器に不具合が生じた場合の報告義務などの遵守も条件として付される（注2）。

（注1）定められた時間帯において，対象者が留まらなければならない区域（Inclusion zones。例えば，住居，郡，州など。以下「包含区域」という。）又は，対象者が立ち入ることが禁止される区域（Exclusion zones。例えば，学校，公園，被害者の住居など。以下「除外区域」という。）が定められる。

（注2）連邦最高裁判所事務局書式199号B(7)(q)。

2 GPSによる位置情報の取得・把握の実施等

(1) 位置情報の取得・把握の主体

- 位置情報の監視は，連邦裁判所の職員である公判前事務担当官（Pretrial Services Officers）が行う。

(2) 取得・把握された位置情報の活用

- 位置情報は、通常 1 分ごとに記録され、10 分から 15 分ごとにダウンロードされる（注 3）。
- 公判前事務担当官は、毎日、対象者の移動履歴をまとめた GPS マッピング及び GPS 機器の活動状況を示す活動ログを確認しなければならない。

（注 3）対象者が山間部に居住しているなどの事情により、位置情報を常時取得することが困難である場合、上記と異なる頻度で位置情報がダウンロードされることもある。

(3) 違反に対する措置・制裁

- 違反が検知された場合、その 1 分後には公判前事務担当官に通知され、同担当官は、通知を受けてから 15 分以内に、違反内容に応じた対応をする（注 4）。
- 保釈条件違反があった場合、保釈が取り消されたり、保釈条件が変更され得る（合衆国法典 18 編 3148 条 (b)）。
- 保釈条件違反は、法廷侮辱罪を構成し得る（注 5）。

（注 4）例えば、除外区域への立入等の重大な違反の場合には、対象者と連絡を取り、対面で事情を確認しなければならないこととされている。その上で、公判前事務担当官は、対象者を裁判所に出頭させる。対象者が逃亡するなどして連絡が取れない場合には、公判前事務担当官が逮捕状を請求することもある。

（注 5）釈放に当たっては、特定の監督者の監督に服すること、就労を維持すること、被害者や証人となり得る者とのあらゆる接触を避けることなどの条件が付されるが（合衆国法典 18 編 3142 条 (c) (1) (B)）、そうした釈放条件のうち、交友関係・住居・旅行の制限など一定の保釈条件に違反した場合には、法執行機関が、違反者を現行犯人逮捕することができる（合衆国法典 18 編 3062 条）。

3 参考（GPS 機器の概要等）

- GPS 端末は、足首に装着するもので、防水加工が施されている。重さは約 160 グラムである。
- 充電式であり、通常の使用方法であれば、約 60 時間の使用が可能である（充電は 1 時間半から 2 時間程度で完了する。）。
- 事前に設定されたメッセージ（例えば、「公判前事務担当官に連絡せよ。」とか「事務所に出頭せよ。」など。）を送信することも可能である。メッセージを受信した場合に、それに従わなければならないことは、前記 1 (4)（注 2）の書式に記載されている。